

宮古島市告示第 154 号

宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱をここに公布する。

令和6年 8月 28日

宮古島市長 座喜味 一幸



宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱

宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱（令和5年宮古島市告示第134号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市のエネルギー自給率の向上に向けて、市民による電力使用の合理化（省エネ）の促進を図ることを目的とし、省エネ家電製品への買換えに対し予算の範囲内で宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「省エネ家電製品」とは、LED照明器具であつて次の各号の条件をすべて満たすものをいう。

- (1) 目標年度2020年度で日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100パーセント以上であるもの
- (2) 次条の補助対象者が居住する住宅（本市に存するものに限る。）の既存の照明器具（LED照明器具を除く。）を、より省エネ効果が大きい器具に交換する目的で設置されるもの
- (3) 屋内に固定して使用するもの（コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるもの及び屋外用のものを除く。）
- (4) 本市が指定する登録事業者から購入された新品（未使用）であるもの（ランプ単体及びランプ別売りのものを除く。）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本市の公的義務（市税、使用料、負担金、貸付金等）の納付を果たしている者
- (3) 本人及び本人と同一世帯又は同一住居で生活する者が補助金の交付決定を受けていない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、省エネ家電製品本体の購入に要した費用（工事費、設置費、配送料等を含まず、消費税及び地方消費税の額を含む。製品本体及び製品本体以外の費用を合計した額から値引きをしている場合は、製品本体から値引きしているものとみなす。）の合計額（最低1万円以上）に100分の50を乗じた額以内とする。ただし、補助金の額は、3万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し（メーカー名、型式及び購入価格（予定価格）が確認できるもの）
- (2) 申請者の本人確認書類（マイナンバーカードの写し、免許証の写し又は発行から3か月以内の住民票の写し等）
- (3) 申請者の振込指定口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号及び預金種別が確認できるもの。申請者名義に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは

宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更又は取下げ）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の申請内容を変更しようとするときは、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助金の申請を取り下げようとするときは、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金取下届出書（様式第5号）を、当該交付決定の通知を受けた日から起算して1か月以内に市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定の対象となった省エネ家電製品の設置後、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付実績報告書（様式第1号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、設置から1か月以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等（日付、支払金額、金額の内訳、購入品名及び発行者が記載されているもの）の写し
- (2) 第2条各号に規定する省エネ家電製品であることが確認できるもの
- (3) 購入した省エネ家電製品の製造番号・ロット番号が分かる資料又は写真
- (4) 本市の家庭ごみの分け方・出し方に沿った処理を行ったことが分かる写真（事業者に処分させた場合は、そのことが分かるもの）
- (5) 買換え前後の機器の配置状況等が分かる写真（カバーを外したもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額確定通知）

第9条 市長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し交付すべき補助金の額を確定し、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、宮古島市省エネ家電買換促進補助金支払請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第13条 交付対象者は、補助金の対象となった財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 この要綱に基づく補助金により取得した省エネ家電製品は、取得から6年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 交付対象者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（調査協力）

第14条 交付決定者は、本市が実施する省エネルギー及び節電に関する調査その他必要な調査に協力する努力義務を負うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。この告示による改正前の宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱の規定によりなされた申請に係る同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。